

令和7年度 さいたま市立土呂中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校生徒は、まじめに授業に臨み、行事にも熱心に取り組み、素直で挨拶もよくできる。一方で、心に悩みや不安を抱えた生徒も多く、長期欠席や不登校生徒への対応が本校の現在の課題となっている。また、通学区が5つの小学校区から編成されているため、生徒同士の新たな人間関係づくりや、いじめの防止等への配慮が必要である。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立土呂中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」及び「さいたま市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気・体制づくりに努めるとともに生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 2 いじめの未然防止および早期発見のために、実効のある取組を行う。
- 3 いじめを発見、または相談を受けた場合は速やかに学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 4 いじめに係る情報を特定の教職員がひとりで抱え込まず、全教職員が一丸となって組織的に対応する。
- 5 いじめの解決に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに、関係機関と連携をする。
- 6 加害生徒に対しては、いじめ行為の指導だけでなく、成長支援の観点に立ち毅然とした態度で指導するとともに、加害生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉などの専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育・国際理解教育・人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。

Ⅲ いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの認知にあたって

- (1) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策委員会を活用して組織的に行う。
- (2) たとえ「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

2 いじめが解消している状況の判断にあたって

- (1) 単に謝罪を行ったことで、安易に解消したと判断しないようにする。
- (2) 少なくとも次の2つの要件を満たすことが必要である。
 - ① 加害生徒のいじめに係る行為が止んでいること。
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が、相当の期間（3ヶ月を目安）止んでいる場合。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害生徒本人及びその保護者に対して面談することにより、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められる場合。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的： 学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる。次に掲げる役割を担うものとする。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のための、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のための、いじめの相談・通報を受ける窓口。
- ・いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時の、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握、いじめであるか否かの判断。

- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画、計画的に実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し。(PDCA サイクルの実行を含む)

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当

学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育 Co、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携 Co、PTA 会長、主任児童委員、民生委員、自治会長、少年指導委員、関係小学校長代表、学識経験者
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー・医師・弁護士・警察官経験者等の関係者を臨時的に招集する。

(3) 開 催

- ア 定例会 6 月、11 月、2 月頃の年 3 回予定（コミュニティスクールと兼ねる）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて毎週開催）
- ウ 臨時委員会（必要に応じ、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内 容

- ア 学校基本方針に基づく取組、定期検証の実施、進捗状況の確認
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 生徒・保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
- エ 発見、確認された事案への対応
- オ 構成員の決定

2 生徒会によるいじめ撲滅を目指した活動

- (1) 目 的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動するとともに、いじめを許さない、起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止等に向けた取組を推進する。

(2) 構成員：生徒会本部役員

必要に応じて各学級委員、各専門委員長、各部活動部長と連携して行う
(指導は、生徒会担当と生徒指導担当教員が行う)

(3) 内 容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行い、キャンペーン運動の企画・実施、いじめ撲滅スローガンの作成をする。
- イ 生徒会朝礼で全校生徒に向けてのいじめ撲滅を呼びかける発表をする。
- ウ 話し合いの結果を学校及びさいたま市子ども会議に提言をする。
- エ 提言した取組を関係小学校と連携し、推進をする。

V いじめの未然防止

1 積極的な生徒指導の推進

- 生徒一人ひとりの良さを見出し認め、生徒理解の充実を行う。
- 「時を守り」「場を清め」「礼を正す」指導の徹底をする。
- 規範意識の醸成を目指した「ダメなものはダメ」という毅然とした指導を徹底する。
- 「優しさ」と「厳しさ」の両面を兼ね備えた指導の充実を図る。
- 本校いじめ防止基本方針に基づく、いじめの撲滅に向けた教育活動の推進をする。

2 道徳教育の充実

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために道徳教育の充実に努め、あらゆる教育活動の場面において心の育成を行う。
- 道徳の指導内容との関連を明確にした全体計画を作成する。

3 人権教育の充実

- 人権問題、同和問題の正しい理解を図り、人権を尊重する姿勢を育む。
- 思いやりのある心を育てる集団作りに努める。

4 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、以下のすべての内容に取り組む。
 - ① 生徒が主体的に係る学級スローガンづくりや掲示ポスターでの啓発
 - ② 生徒会主催の撲滅に向けた「意志表示シール」などの取組
 - ③ 朝礼での校長等による講話
 - ④ 「いじめ防止指導事例集」等を活用した学級での指導
 - ⑤ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への啓発

5 「人間関係プログラム」を通して

- 構成的グループエンカウンターやロールプレイなどの手法を活用し、スキルの定着を図り人間関係の醸成を図る。

6 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 悩みやストレスの対処法を身に付け、心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成を図る。

7 メディアリテラシー教育を通して

- 「携帯・インターネット安全教室」を通して、SNSなどの安全で正しい利用の仕方を身に付けさせるとともに乱用を防止し、いじめの未然防止に努める。

8 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- 自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

9 「さいたま市子ども会議」を通じて

- 小中の交流を通していじめについて考え、いじめが起こらないような取組の話し合いを行う。

10 「いじめ防止シンポジウム」を通じて

- 本校のいじめ防止に対する取組を地域や関係する人たちに発表するとともに、他校の取組を今後の参考とし、いじめの防止に努める。

11 「心を潤す4つの言葉推進運動」を通じて

- 生徒・教職員・保護者・地域の方々が積極的に気持ちのよい挨拶や返事を交わすことで一人ひとりの心が通う学校や地域づくりに努める。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の生徒の観察

○ 早期発見

- ・生徒の観察と声掛け
- ・ささいな変化を見逃さない。
- ・情報の共有と、早期の対応。
- ・一日の流れから
 - ①健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの健康観察
 - ②授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書、ノートの落書き等
 - ③休み時間：独りぼっち、「遊び」や「からかい」の様子、保健室の利用状況等
 - ④給食：食欲がない、班から机が離れている、会話がない等
 - ⑤部活動：無断で休む、雑用をやらされている等
 - ⑥放課後：机や下駄箱、持ち物などにいたずらがないか等
 - ⑦提出物：連絡ノートへの書き込み等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施と記録

- (1) アンケートの実施：4月、8月、1月に実施をする。
- (2) アンケート結果：学年、学校全体で情報共有をする。
- (3) 結果の活用：必要に応じて面談を実施し、面談した生徒について記録をとり保存し、見守りを継続する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- 学級アンケート、学年会、生徒指導委員会での把握、報告。

4 教育相談週間（日）の実施

- 7月、11月に教育相談日を設定、三者面談を実施する。

5 保護者アンケートの実施

- 6月に実施し、「心と生活のアンケート」、「三者面談」との関連を図る。

6 長期休業中前の簡易アンケート「楽しみなこと、不安なことはありませんか」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施と記録

- (1) アンケートの実施：7月、12月、3月に実施をする。
- (2) アンケート結果：学年、学校全体で情報を共有する。
- (3) 結果の活用：必要に応じて面談を実施し、面談した生徒について記録をとり保存する。

7 地域からの情報収集

- 学校だよりを配付する際の（各自治会、民生委員、主任児童委員等）情報収集をする。
- 学校評議員連絡会で現状を報告し、情報共有をする。

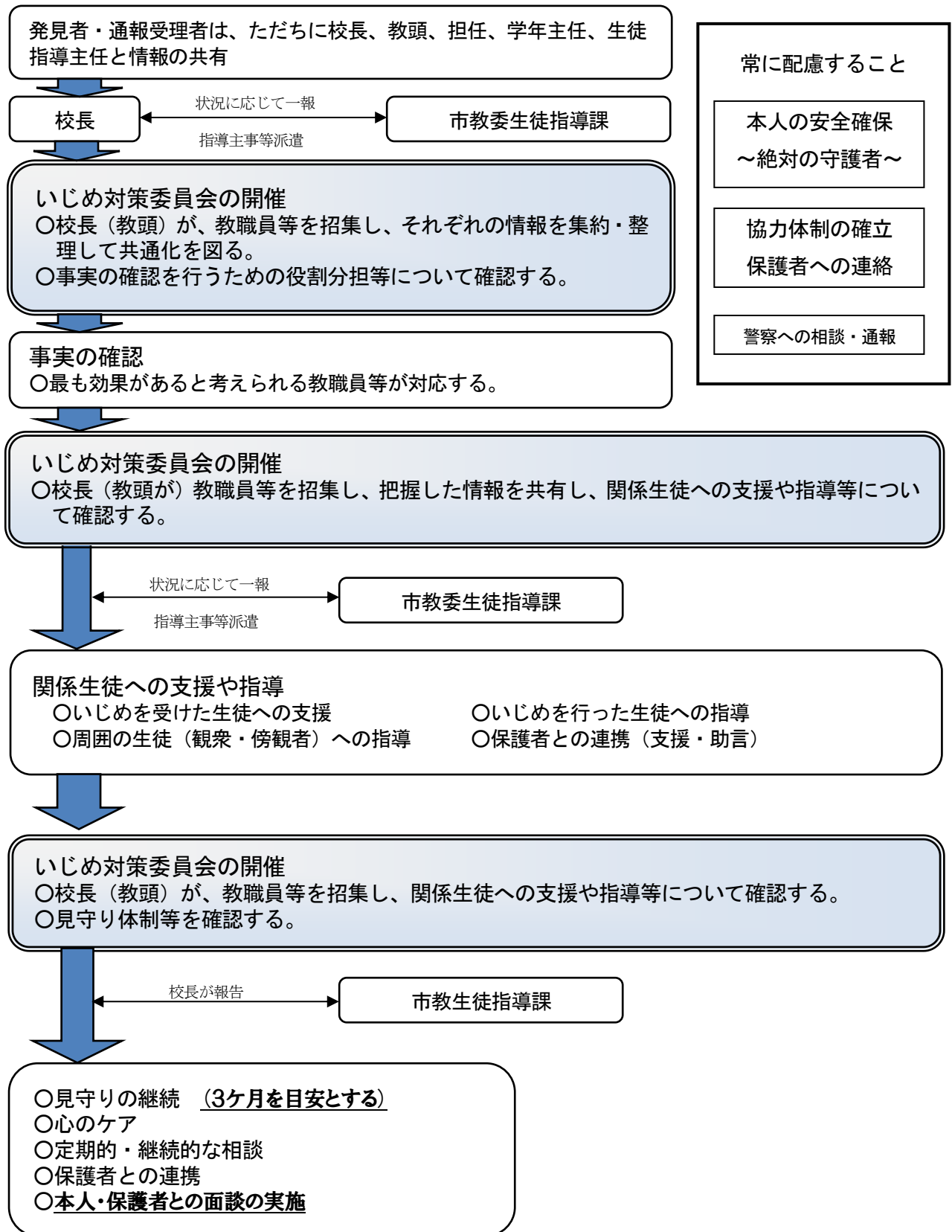
Ⅶ いじめの対応

いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」・「同緊急対応」に基づき、組織的に対応する。

いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることに留意する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体を指揮する。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、情報を集約し、組織全体を調整する。関係機関との窓口となる。
- 教務主任は、情報を集約し、整理共有をする。
- 担任は、該当生徒の事実確認のため、情報収集を行う。
- 学年担当は、関係生徒の情報収集を行い、情報の整理共有をする。
- 学年主任は、全ての情報収集を行い、情報の整理共有をし、校長（教頭）に報告をする。
- 生徒指導主任は、関係生徒の情報を把握できる体制づくりを行う。
- 教育相談主任は、問題の背景の把握、関係生徒の心のケア、身の安全確保のための体制づくりを行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないかどうかの情報収集を行う。
- 養護教諭は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 部活動の顧問は、部活動内の人間関係が良好に保たれているか情報の収集を行う。
- さわやか相談員は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカーは、専門的な立場からアセスメントに基づく支援の指導助言や生徒へのカウンセリングを行う。
- 保護者は、家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携をする。
- 地域は、いじめを発見、またはいじめの疑いを感じた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

土呂中学校いじめ対応の基本的な流れ



Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、次の対処を確実に行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

○重大事態について

ア）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることを踏まえ、次の対処を行う。

ア）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ）校長は、いじめの事実の確認結果を教育委員会に報告する。

Ⅸ 研修

生徒の実態を的確に把握し、いじめの早期発見・早期対応を目指すとともに、いじめの未然防止のための意識や対応力向上を図る校内研修を、年に複数回計画的に実施する。

1 職員会議

学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図り、各取組やアンケート結果について評価し、検証結果を周知する。

2 校内研修

(1) 生徒理解に係る研修

特別に配慮を要する生徒の実態を把握し、支援や指導内容や方法について共通理解を図る。

(2) わかる授業の工夫、実践に係る研修

基礎基本を大切にし、授業の構造化を図り、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた支援や指導の工夫など、研修を通して理解を深め実践する。

(3) 生徒指導・教育相談の研修

教師と生徒間の好ましい人間関係の構築、組織的な生徒指導の体制づくり、いじめが実際に起きたときの迅速で適切な対応、個々の課題を抱える生徒への指導方法など実践的な研修を行う。

(4) 情報モラル研修

携帯電話、インターネット、SNSなど生徒を取り巻く情報社会の現状認識と、適正な利用に向けた研修を実施する。

(5) その他の研修

特別支援教育・国際理解教育・人権教育等の充実に向けた校内研修を実施する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを「いじめ対策委員会」で点検し、PDCAサイクルの考えに基づき必要に応じて見直し、継続的に改善する。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

○検証を行う時期：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

○「取組評価アンケート」の実施時期：11月

○いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月、2月

○校内研修等の実施時期：6月、8月、1月

3 いじめの問題に関する校内研修の開催時期（予定）

- ・4月 3日 「発達上の課題など配慮を要する生徒への対応」の研修
- ・4月 22日 第1回生徒指導主任研修会の伝達研修
⇒「新生徒指導提要」に係る研修
- ・7月 9日 「いじめ防止基本方針」に係る研修
→「いじめに係る対応」伝達研修
- ・8月 22日 「本校いじめ基本方針」に係る研修
→本校いじめ防止基本方針の見直しについての研修
「特別支援教育・国際理解教育・人権教育」の伝達研修
「自殺予防」に係る研修
→教職員への伝達研修
- ・9月 22日 「事例研究」による研修
→第3回生徒指導主任研修会を経て教職員への伝達研修
- ・1月 26日 「事例研究による研修」
→第4回生徒指導主任研修会を経て教職員への伝達研修